

地方独立行政法人堺市立病院機構

求職者等に対するハラスメント防止等に関する指針

2026 年 10 月 1 日制定

当法人は、求職者等に対するセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、その他人格および尊厳を侵害する一切のハラスメントを防止し、安心して求職活動等を行うことができる環境を確保します。

1. 目的

- ・ 人権と尊厳の保護：性別・性的指向・ジェンダーアイデンティティにかかわらず、すべての求職者等が安心して求職活動等に取り組める環境を提供します。
- ・ 社会的信頼の向上：ハラスメント防止に取り組むことで、病院の社会的信頼を高め、優秀な人財の確保につなげます。
- ・ 職場環境の改善：コンプライアンスを徹底した労働環境を整備し、労働意欲および生産性の向上を図ります。
- ・ 法令遵守の徹底：関係法令および厚生労働省指針に基づき、誠実かつ公平な支援を行い、社会的責任を果たします。

※ 求職者等とは、当法人へ求職活動中の者（インターンシップ中の方および内定者等を含む）および当法人における研修又は教育実習中にある者をいいます。

2. ハラスメントの定義

求職活動等において、当法人職員が自らの優越的な関係や立場を利用し、業務（採用選考・インターンシップ等）の適正な範囲を超えて、求職者等に精神的・身体的苦痛を与え、または求職活動環境を悪化させる言動

3. ハラスメント防止に向けた行動指針

法人は求職者等に対し、次の行為を行いません。

- ・ 不適切な質問や要求をしません。（プライベートに関する質問や不適切な関係を迫るなど）
- ・ 性的な言動、交際の要求、不必要な身体接触をしません。
- ・ 威圧的な態度、過度な圧迫をしません。
- ・ 人格を否定する言動をしません。
- ・ 職員個人が、求職者等と連絡先の交換をしません。

4. 安全な面談環境の提供

- ・ 面談は適切な場所で行い、密室での実施や不必要な接触を避けます。
- ・ 面談に関するルールをあらかじめ明確にし、求職者等へ適切に案内します。

5. ハラスメントに対する方針および対応

- ・ 当法人職員は、就業規則およびその他関係規定を遵守し、これらに違反した場合は職員懲戒要綱に基づき厳正に対処します。

6. ハラスメント相談窓口

- ・ 求職者等が安心して求職活動等を行えるようにハラスメント相談窓口を設置しています。

【院内相談窓口】

担当部署：内部統制室

TEL 072 (289) 6599

Mail soudan@sakai-hospital.jp

【外部相談窓口】

大阪府労働相談センター

TEL 06 (6946) 2601

大阪労働局堺総合労働相談コーナー

TEL 072 (340) 4038